

甲第21号証

議員提出議案第9号

亀井淳議員に対する問責決議

上記の議案を門真市議会会議規則（昭和35年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出する。

平成25年12月10日 提出

門真市議会議長

平岡久美子様

提出者

門真市議会議員

武田朋久	岡本宗城
内海武寿	木津英之
高橋嘉子	春田清子
中道茂	田伏幹夫
戸田久和	鳥谷信夫
佐藤親太	日高哲生

亀井淳議員に対する問責決議

亀井淳議員は、平成25年10月18日開催の決算特別委員会において、議員用傍聴席が空いているにもかかわらず、あえて市民用傍聴席に座った上で、委員長の議事進行を妨げる発言を執拗に行い、委員長が注意したにもかかわらず、みだりに発言を繰り返し、審査を中断させた。この傍聴席からの行為は、会議の秩序を乱し、議会制民主主義を冒瀆するものであり、到底看過できるものではない。

また、平成25年10月29日には、会派代表者による協議会で発言した議員に対し、当該議員が恫喝と感じざるを得ない発言を議会棟で行ったことは、誠に遺憾である。

さらに、平成25年第1回定例会において報告のとおり、亀井淳議員が本市議会選出の議員として就任していた守口市門真市消防組合議会の副議長の重職を、同議員の言動が原因となり、任期途中の平成24年12月26日に辞任したことは、守口市議会選出の議員に迷惑をかけただけでなく、本市議会の名誉と権威を著しく失墜させた。

同議員には、言動に慎重を期すことが当然求められている中で、これらの行為に対し、これまで公式の場はもとより、非公式の場においても議員自ら釈明及び謝罪の言葉を述べる事がなかったものであり、これらも考慮すると、市民の厳粛な信託を受けた公職者たる議員として、市民の信頼を得られるものではないとともに、議員としての資質を疑うものである。

よって本市議会は、亀井淳議員に対し、公職者である議員の職責の重さを深く自覚し、猛省を求めるとともに、今後二度とこのような行為を起こさないよう強く求めるものである。

以上、ここに決議する。